

# 令和5年度 佐久市デジタル人材育成・就労支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

令和5年度 佐久市デジタル人材育成・就労支援業務

## 2 目的

国は、令和4(2022)年4月に決定した「女性デジタル人材育成プラン」において、コロナ禍により厳しい状況にある女性の就業獲得や所得向上に向け、「就労に直結するデジタルスキルを身に着けた女性デジタル人材の育成を加速化」という目標を掲げており、同年6月に閣議決定した「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、構想実現に向けた取組の柱の一つとして「デジタル人材の育成・確保」を掲げ、令和8(2026)年末までに230万人の「デジタル推進人材」の育成を目指す方針を示している。

佐久市においても、不足しているデジタル人材の育成・確保を図るとともに、都会から地方へ仕事や人の流れを確かなものとし、女性が経済的に自立し、多様な働き方を実現することで地域の活性化を図るため、募集からリスクリング、就労へとつなげるワンストップの流れのほか、経験の有無や経済状況に左右されることなく誰もがチャレンジできる仕組みの構築を目指す。

また、令和4年度に実施した業務量調査の結果等を踏まえ、市関係の業務の一部をアウトソーシングすることで、育成したデジタル人材が担う業務量の確保を図るだけでなく、市役所内のDX推進や業務効率化へとつなげ、地元企業の業務受発注のモデルケースとなるスキームを構築していく必要がある。

本業務の委託事業者の選定にあたっては、女性活躍推進やリスクリング、デジタル人材が活躍する仕事の受注等の豊富な経験や、佐久市を取り巻く現状と課題を踏まえた優れた企画提案等を必要とすることから、公募型プロポーザル方式により行うこととする。

## 3 業務内容

別紙仕様書のとおり

## 4 予定業務期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

## 5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市デジタル人材育成・就労支援業務企画提案者審査委員会」(以下、審査委員会という。)の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

## 6 事業費限度額

22,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのもの

のであることに留意すること。

また、上記限度額を超える提案は、受け付けない。

なお、業務委託料は、本契約に係る予算が議決され、本予算の執行が可能となったときに、予算の範囲内で受託者と佐久市で協議のうえ、随意契約により確定する(受託者の提示金額に満たない場合がある。)

## 7 参加資格要件

本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 佐久市の「物品購入等入札(見積)参加登録者名簿」(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類(11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を参照)を佐久市情報政策課(以下「事務局」という。)に提出し、審査委員会の審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第109号)による入札参加等の停止期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令167条の11第1項において準用する場合を含む。)又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 参加者もしくは参加者のパートナーとなって本業務を行う者が、公告日から遡って過去5年間に於いて、同種・類似の業務を実施または受託した実績を有していること。

## 8 選考日程(予定)

内容	期間等
質問の受付(電子メール)	提出期限 令和5年3月1日(水) 17時15分必着
質問の回答(ホームページ)	令和5年3月6日(月)
参加表明・企画提案書等の受付(持参又は郵送)	提出期限 令和5年3月17日(金) 17時15分必着
一次審査(書類審査)	実施日 令和5年3月20日(月) 結果通知日 令和5年3月22日(水)
二次審査(プレゼンテーション審査)	実施日 令和5年3月24日(金) 結果通知日 令和5年3月27日(月) <u>※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、対面ではなく、映像メディアの提出やオンライン会議システムを使用した審査とする場合がある。</u>

## 9 質問

- (1)提出期限 令和5年3月1日(水)17時15分まで(必着)
- (2)提出書類 質問書(様式1)
- (3)提出方法 事務局へ電子メールで送信
  - ア 送信時件名は、「プロポーザル質問(業者名)」とすること。
  - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
  - ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。
  - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4)回答方法 令和5年3月6日(月)までに佐久市ホームページに掲示する。

## 10 参加表明及び企画提案

- (1)提出期限 令和5年3月17日(金)17時15分まで(必着)
- (2)提出書類(正本1部、副本(下記ウ～ケ)7部とする。)
  - ア 参加表明書兼誓約書(様式2)
  - イ 企画提案書等提出届(様式4)
  - ウ 企画提案書(任意様式)
  - エ 会社概要書(様式5)
  - オ 実施要領7(5)に定める実績が確認できる書類等(例:契約書の写し等)
  - カ 業務執行体制(様式6)
  - キ 業務工程表(任意様式)
  - ク 参考見積書(様式7)
  - ケ 参考見積書内訳書(任意様式)
  - コ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めたCD-R
- (3)提出方法 事務局への持参又は郵送(必着)

持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。
- (4)その他
  - ア 各提出書類ともA4サイズとし、上記10(2)提出書類の順に綴ること。A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。
  - イ 正本(1部)には、案件名「令和5年度 佐久市デジタル人材育成・就労支援業務 公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。
  - ウ 副本(7部)には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗り等して対応すること。
  - エ 提出は、1事業者につき1提案に限る。

## 11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の名簿に登録されていない者は、以下の書類を期限までに1部提出すること。

- (1)提出期限 令和5年3月15日(水)17時15分まで(必着)

## (2) 提出書類

- ア 物品購入等入札(見積)参加願【追加申請様式】
- イ 誓約書【追加申請様式】
- ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式】
- エ 佐久市税の納税証明書(佐久市に納税義務がある場合のみ)
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 各種料金の納付状況報告書(佐久市に納付義務がある場合のみ)【追加申請様式】
- キ 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)
- ク 申請の直前1年間の各事業年度の財務諸表
- ケ 委任状(支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式】
- コ 業務実績書(直前2年間の主な実績)【追加申請様式】

## (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送 必着

持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

なお、証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする(写し可)。

## 12 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年3月17日(金)17時15分まで
- (2) 提出書類 辞退届(様式3)
- (3) 提出方法 郵送又は持参 ※郵送の場合は、提出期限必着のこと

## 13 審査

### (1) 一次審査(書類審査)

別添「評価基準書」に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位3者以内を選定する。

ア 実施日 令和5年3月20日(月)(予定)

イ 審査結果の通知 令和5年3月22日(水)(予定)に、全参加者へ審査結果を通知する他、一次合格者のみ二次審査への参加を依頼する。

### (2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 実施日 令和5年3月24日(金)(予定)

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。

ウ 実施時間 1者につき40分(準備5分、プレゼンテーション25分、質疑10分)

エ 出席者 1者につき5名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

オ 選考方法

(ア)実施順は、企画提案書の受付順とする。

(イ)審査委員が別紙【別紙1】評価基準書に基づき、審査・採点する。

審査委員ごとに、一次審査と二次審査の合計得点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を受託候補者とする。同順

- 位がある場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。
- (ウ) 選考結果は、全ての参加者に通知する。
- (エ) 参加者が1者になった場合でも審査を行う。

#### カ 結果の公表

令和5年3月27日(月)(予定)までに二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

#### キ 留意事項

- (ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。
- (イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明は可とする。当日使用するプロジェクター(EPSON EB-1771W)、スクリーン(80型)、HDMIケーブルは市で用意する。
- (ウ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らないようにすること。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、映像メディアの提出やビデオ会議システムを使用したプレゼンテーション審査とする場合がある。その場合、参加表明締切後に別途説明を行う。
- (オ) 一次審査と二次審査の合計得点に最低基準点を設ける。
- なお、参加者の得点が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を決定しない。

## 14 契約の締結等

- (1) 受託候補者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、随意契約を締結するものとする。
- なお、提案見積は固定経費と変動経費を分け、積算根拠を明確にし、提案内容に不要な部分が生じた場合には減額変更を行い、提案内容以外の業務等が発生した場合には、前記「6 事業費限度額」の範囲内で必要に応じ変更を行う。
- また、契約保証金は、契約請負代金額の10分の1以上を納付することとするが、佐久市財務規則124条第3項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

## 15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されな

かった場合

- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

## 16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例(平成17年佐久市条例第15号)に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等、関係法令等の定めるところによる。

## 17 事務局

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市企画部情報政策課DX推進係 係長:渡邊 担当:丸田

TEL:0267-62-3923

FAX:0267-63-3313

メールアドレス:joho@city.saku.nagano.jp

令和5年度 佐久市デジタル人材育成・就労支援業務  
評価基準書

	評価項目	評価の視点	配点	
一次審査	業務提案全般	仕様書を踏まえた提案であり、業務目的、条件、内容を理解した提案書となっているか。	10	
	業務工程	業務の実施時期等スケジュールが明確なものであり、実現可能なものとなっているか。	5	
	業務執行体制	業務の実施体制が充実しており、市との連絡体制など、人員配置が具体的に示されており、その役割分担は明確か。	5	
	業務実績	本事業の核となるスキルセット&リスキリング教育、伴走型就労支援に関する実績の有無。	5	
	見積価格	経済性に優れているか。	5	
二次審査	企画提案内容 (分析力、企画力、 具体性、実行性)	人材募集関係	人材募集・選定方法、受入可能人数等を具体的に示し、経済状況や経験に関わらず応募できるような提案となっているか。	15
		リスキリング関係	リスキリングの内容及び方法、受講者の脱落を防止する方法等を示した提案となっているか。	15
		就労支援関係	スキルアップや経験蓄積のほか、確実に就労に結び付けるための提案となっているか。	15
		業務受発注スキーム構築関係	スキーム構築に係る具体的な考え方や手法等を示した提案となっているか。	5
		全体マネジメント、提案等	募集・育成した人材の管理方法等や、自走に向けた考え方・手法等を示した提案がされているか。	5
			業務の体制及びスケジュールが的確か。	5
	説明・応答	説明は、分かりやすく、説得力があるか。 質疑への応答は、明快で適切か。	10	
合 計			100	